

令和 7 年 7 月 2 5 日
千葉県報第 1 4 0 6 1 号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 結 論

本件措置請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 措置請求人（以下「請求人」という。）

省 略

2 受付日

令和 7 年 5 月 1 5 日

3 請求の要旨

別紙 1「千葉県住民監査請求書」（以下「請求書」という。）のとおり。
ただし、請求書の目次及び添付の事実証明書は省略した。

第 3 監査委員の除斥

本件措置請求は、千葉県議会（以下「県議会」という。）が派遣決定した海外派遣事業に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 9 条の 2 の規定により、本件措置請求の監査には関与しなかった。

第 4 陳述の聴取及び監査の実施

1 請求の受理

本件措置請求について、法第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和 7 年 5 月 2 8 日、本件措置請求を受理し、知事に対して監査を行うことを決定した。

2 監査対象事項

請求書及び添付された事実証明書を総合すると、請求人は、令和 6 年 5 月 3 1 日から同年 6 月 5 日に実施されたドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」

という。)及びオランダ王国(以下「オランダ」という。)における県議会による行政調査(以下「本件海外派遣」という。)について、必要性が認められないことや派遣決定に係る県議会の審議が不十分であることなどを理由として、本件海外派遣に参加した10名の千葉県議会議員(以下「本件各議員」という。)に係る旅費(以下「本件旅費」という。)として支出した1690万9435円(以下「本件支出」という。)が違法又は不当である旨主張するものと解される。

したがって、請求人の主張に関する事務を所掌している千葉県総務部財政課(以下「財政課」という。議会事務局総務課及び政務調査課の担当職員が財政課職員として併任している。)を監査対象機関として、本件旅費の支出に、請求人の主張する違法又は不当があるか監査した。

3 請求人の陳述の聴取

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和7年6月18日に請求人の代理人から陳述書が別紙2のとおり提出された。

同月23日、請求人の代理人から別紙2の陳述書に沿った陳述を聴取した。

4 執行機関による陳述の聴取

令和7年5月30日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載した書面の提出を求めたところ、同年6月12日、同日付け財第91号により、「住民監査請求に対する意見書」(以下「意見書」という。)と題する書面が知事から別紙3のとおり提出された。

同月23日、財政課副参事から別紙3の意見書のとおり陳述を聴取した。

5 令和7年6月23日に実施した監査の概要

令和7年6月23日、財政課に対して監査を行った。質疑応答の概要は、以下のとおりである。

- (1) 本件海外派遣は、千葉県と姉妹都市であるデュッセルドルフ市において記念式典や「日本デー」が開催されるということで、それに議員団を派遣するとともに、あわせて県政に関連する政策の取組状況などを調査するという趣旨で計画されたのか。

【財政課の回答】

日程としては、デュッセルドルフ市における海外都市との交流の取組の調査を含め、県政の重要課題に関連するテーマである、再生可能エネルギー政策や観光振興などに沿って行政調査を行うという趣旨で計画されたものと承知している。

なお、県と深い関係にある海外都市の記念式典等に、議員団として参

加し、当該市の市長をはじめ、幹部職員と交流することは、県議会として今後の交流活動のあり方について情報を得るだけでなく、姉妹都市との交流促進を図る姿勢を示すことができるものと認識している。

- (2) 宿泊料については、デュッセルドルフ市でのホテル代が他に比べて高額となっているが、経緯や事情などについて伺いたい。

【財政課の回答】

デュッセルドルフ市における宿泊先の条件については、市中心部に位置するホテルとし、「日本デー」のイベント会場から利便性の良いホテルとすること、また、本事業の実施に適した安全かつ手配可能なホテルを提案すること等とし、委託事業者により手配することとしていたが、議員団が参加する「日本デー」と世界最大の印刷機材展の開催が重なり、手配が難しいとの報告があった。

そこで、議会事務局が、イベント主催者であるデュッセルドルフ市役所に問い合わせたところ、会場である同市役所から徒歩圏内にある本件ホテルについて議員及び随行職員分を確保できるとの申し出があったため、これを受けることとしたものである。

なお、議員の宿泊料については、人事委員会と協議の上、承認を得ている随行職員の宿泊料と同額となっている。

- (3) 航空賃については、国家公務員の例により、国の「指定職」に相当するランクになるということだが、この取扱いについて説明いただきたい。

【財政課の回答】

「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号。令和6年法律第22号による改正前のもの。以下「旅費法」という。)第34条第1項第1号イの「指定職」には、事務次官・外局の長などの職位にある国家公務員が該当し、航空賃の等級が3以上の場合は、最上級の運賃を適用できることとしている。

この規定に準じ、県において議員はこの「指定職」に相当するとして取り扱っており、本来、最上級のファーストクラスの適用も可能ではあったが、本件海外視察においては、ビジネスクラスを利用したものである。

なお、令和2年に本県議会で実施した海外派遣に係る住民訴訟において、議員のビジネスクラス運賃の適用が争点となっていたところ、東京高裁の控訴審判決において、議員について、旅費法第34条第1項第1号イの「指定職」に相当するとしたことについて、是認する旨の判断がなされている。

第5 認定した事実

執行機関に対して行った陳述の聴取、監査、職員調査等を総合し、以下の事実を認定した。

1 本件海外派遣の概要について

本件海外派遣の概要は、以下のとおりである。

ア 日程

令和6年5月31日（金）から同年6月5日（水）まで

イ 調査目的

海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー、観光振興等の現状と課題などについての調査等を実施し、今後の県政の発展に資することを目的とする。

ウ 調査先

ドイツ、オランダ

エ 参加者

団員：県議会議員 10名

随行者：議会事務局職員 3名

計 13名

オ 行程

日程	行程
5/31 (金)	羽田発 ⇒ デュッセルドルフ着
6/1 (土)	○海外都市との交流の取組に係る調査 ・デュッセルドルフ市との姉妹提携5周年記念式典 ○海外都市との交流の取組及び観光振興に係る調査 ・日本文化紹介イベント「日本デー」 ○再生可能エネルギー政策に係る調査 ・JETROデュッセルドルフ事務所
6/2 (日)	デュッセルドルフ発 ⇒ アムステルダム着 ○先進的な循環型社会モデル等について視察 ・サーキュラーエコノミー実験区・水上住宅の視察
6/3 (月)	○進出企業の状況等に係る調査 ・在蘭日本商工会議所 ○再生可能エネルギー政策に係る調査 ・アムステルダム港 ・JETROアムステルダム事務所 ・中部電力株式会社 アムステルダム発 ⇒ フランクフルト着
6/4 (火)	○観光振興に係る取組に係る調査 ・JNTOフランクフルト事務所 ○進出企業の状況等に係る調査 ・フランクフルト日本法人会

	○再生可能エネルギー政策に係る調査 ・在フランクフルト日本国総領事館 フランクフルト発 ⇒
6 / 5 (水)	⇒ 羽田着

2 本件海外派遣決定に係る手続について

法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、これを受けて、千葉県議会会議規則（昭和35年千葉県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第134条第1項本文では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」とし、同条第2項では「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。

また、千葉県議会議員の海外派遣取扱要領（以下「海外派遣取扱要領」という。）第7において、海外調査を実施しようとする派遣団は、原則として、調査実施の3カ月前までに、調査計画書を議長に提出すると定められている。

これを受けて、令和6年2月7日開催の各会派代表者会議において、本件海外派遣の提案がなされ、各会派等は推薦議員を同月20日の正午までに議会事務局政務調査課へ報告することとされた。その結果、10名の議員が推薦され、同月26日、千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査団（以下「本件調査団」という。）が結成され、翌27日、本件調査団は、調査計画書（以下「本件調査計画書」という。）を作成し、千葉県議会議長に提出した。

本件調査計画書の提出を受けて、同年3月15日、千葉県議会議長は、県議会において、派遣の目的等を記載した資料を各議員に配布した上、本件海外派遣を行うか否かについて採決を行い、同日、賛成多数により本件海外派遣を行うことが決定された。

3 本件海外派遣に係る議員の費用弁償（旅費）の支出について

議員が公務のために旅行を行った場合、その旅費は費用弁償として支給され、その額は「千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例」（平成30年千葉県条例第56号。以下「議員報酬条例」という。）第5条第1項及び別表第2に規定されている。

航空賃等については、同表において「職員に支給すべき額に相当する額」とされており、この「職員に支給すべき額」については、「職員の旅費及び